

山武中央合併協議会 会議録

会議の名称	第2回 山武中央合併協議会	
開催日時	平成17年 3月 1日 (火)	午後 1時31分 開会 午後 3時 1分 閉会
開催場所	蓮沼村 スポーツプラザ	
議長氏名	会長 大高 和郎	
出席者氏名	別紙「出欠席者名簿」のとおり	
欠席者氏名	同上	
事務局氏名	局長 小川 利一 他12名	
会議事項	1 議題	2 会議結果
	別紙「第2回山武中央合併協議会会議次第」のとおり	別紙「会議経過」のとおり
会議の経過	別紙「会議経過」のとおり	
会議資料	別紙「第2回山武中央合併協議会 会議資料」のとおり	
その他必要事項	特になし	
会議録の確定		
確定年月日	記名押印	
平成17年 3月23日	議長 会長 大高 和郎	

会議の名称 第2回 山武中央合併協議会

開催日 平成17年 3月 1日 (火)

出欠席者 名簿

委員氏名		出欠
会長	大高和郎	出
副会長	松下浩明	出
副会長	浪川滯一	出
副会長	古谷 淳	出
委員	實川征吾	出
委員	行木信一	出
委員	加瀬和男	欠
委員	野中 学	出
委員	清宮央行	出
委員	大塚重忠	出
委員	高知尾正義	出
委員	小川定夫	出
委員	小川孝藏	出
委員	伊東利二	出
委員	秋葉武男	出

委員氏名		出欠
委員	古谷正行	出
委員	田邊孝雄	出
委員	高橋 上	出
委員	平野和男	出
委員	並木 彌	出
委員	猪野源治	出
委員	野嶋正宏	出
委員	今関 紘	出
委員	林 政利	出
委員	木島弘喜	出
委員	菅井直秀	出
委員	土屋二郎	出
委員	佐瀬光久	出
委員	武富裕次	出

出席 28 名 ・ 欠席 1 名

備考：武富裕次委員(縣市町村課長)の代理で岩崎室長(縣市町村課合併支援室)が出席。

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
○事務局	それでは、ただいまより会議を開会させていただきます。
○大高会長	初めに、山武中央合併協議会、大高会長よりご挨拶を申し上げます。
	委員の皆様、ご苦労さまでございます。また、多数の傍聴席の方々には、真剣にこの協議を見ていただいて、聞いていただいております。ありがとうございます。合併の申請まであと1カ月となりました。今後のスケジュールでは、15日に第3回協議会、22日に調印式、その後、合併決議、合併申請と予定されておりますが、これらを乗り切るためには委員の皆様のご理解、ご協力をいただきながら審議を進めていかなければなりません。 本日は、協議事項25件を議題といたします。非常に率直に言って細かい、協議会にふさわしいとは言え細かい協議になりますが、皆様のご理解と慎重なご審議をいただき、ひとつ着々と前進してまいりたいと思います。
○事務局	どうぞよろしく願いいたします。
	ありがとうございました。
	また、本日、千葉県総務部総務課長武富裕次委員の代理としまして、千葉県総務部市町村課市町村合併支援室、岩崎室長にご出席をいただいておりますので、ご紹介をさせていただきます。
○岩崎室長	千葉県の岩崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。
○事務局	ありがとうございました。
	それでは、これより会議に入るわけでございますが、規約第10条第2項の規定によりまして、大高会長に議長をお願いいたします。
	それでは、よろしく願いいたします。
○議長	それでは、ただいまより議長を務めさせていただきます。
	本日の出席委員は28名で、委員の半数以上の出席がありますので会議は成立しております。
	それでは、これより議事に入らせていただきます。
	初めに、協議第34号 平成17年度山武中央合併協議会事業計画について及び協議第35号 平成17年山武中央合併協議会歳入歳出予算についてを議題といたします。
	事務局から説明をお願いします。
	榎本次長。
	事務局の榎本でございます。
○事務局	事務局の榎本でございます。

それでは、私の方から協議第34号、そして第35号の内容についてご説明をさせていただきます。

失礼して座らせていただきます。

それでは、まず協議第34号 平成17年度山武中央合併協議会事業計画についてご説明をいたします。

資料の2ページをご覧くださいと思います。

1の合併協議会につきましては、事業内容のところに記載をしておりますとおり、6回程度法定協議会の開催を予定しております。これは協定項目の中で合併時まで調整をすることとなっております項目のうち、主要なものについて報告をしていきたいと考えております。また、それ以外でも何か協議が必要なことが出てまいりましたら開催をしたいと考えております。

2の住民周知につきましては、協議会だよりの発行を協議会の開催に合わせ6回程度発行したいと考えております。ホームページにつきましては、以前に開設が遅れている旨ご指摘を受けましたが、現在は開設済みでございます、協議会の内容等を見られるようにしてございます。また、今後も協議会の資料や会議録等の公開に努めてまいります。

住民便利帳につきましては、合併すると手続がどのように変わるとか、役場の窓口がこうなるとか、そういうことを住民の皆様にお知らせするための冊子でございます。これは全戸配布を予定しております。

3の例規一元化については、協議結果等を踏まえコンサルと調整しながら不備のないように例規の作成に努めてまいります。

4の事務事業一元化につきましては、細かい部分を含め、今後専門部会・分科会等において事務事業のすり合わせ、調整に努めてまいります。

5の電算システムについては、電算システムの調整、ネットワーク整備に努めてまいる予定でございます。

17年度の事業計画（案）については以上でございます。

次に、協議第35号 平成17年度山武中央合併協議会歳入歳出予算についてご説明をいたします。

内容については5ページをご覧くださいと思います。

歳入につきましては、負担金で2,697万5,000円、県支出金が500万円、繰越金が140万円、諸収入で1,000円、歳入合計が3,337万6,000円でございます。歳出につきましては、運営費で656万8,000円、事業費で2,380万8,000円、予備費で300万円、歳出合計は3,337万6,000円でございます。

細かい歳出の内訳につきましては7ページになりますけれども、主な部分のみご説明をさせていただきます。

○議長	<p>1 款運営費の 1 目会議費、1 節報酬につきましては、委員報酬、監査委員報酬で85万4,000円、13節委託料は会議録作成委託料で43万5,000円でございます。</p> <p>2 目の事務費の中では11節の需用費が消耗品費、燃料費、修繕料で132万8,000円、13節委託料では電子複写機・ファクシミリ保守委託料で53万8,000円、14節使用料及び賃借料では事務用備品賃借料等で81万3,000円、19節負担金補助及び交付金は臨時職員派遣費負担金で178万円でございます。</p> <p>それから、2 款の事業費では11節需用費で906万4,000円、内訳は協議会だよりで156万4,000円、先ほどご説明した 6 回分でございます。それから、これも先ほど説明しました住民便利帳750万円でございます。</p> <p>また、12節の役務費は新聞折込手数料等で148万8,000円となっております。13節委託料としましては、例規原案策定委託料等で325万6,000円でございます。また、19節負担金補助及び交付金は、県職員派遣費負担金で1,000万円、それから最後に 3 款の予備費を300万円見込みまして、歳出合計が3,337万6,000円でございます。</p> <p>歳入歳出予算については以上でございます。</p> <p>以上で、協議第34号及び35号の説明を終わらせていただきます。</p> <p>ただいま事務局から34号及び35号の説明がありましたが、一括して質問等をお受けしたいと思います。</p> <p>質問等がございましたら、挙手をお願いいたします。その際、所属とお名前をお願いいたします。</p> <p>いかがですか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と呼ぶ者あり）</p>
○議長	<p>異議なしと認めて、質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第34号及び協議第35号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」と呼ぶ者あり）</p>
○議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、協議第34号 平成17年度山武中央合併協議会事業計画について及び協議第35号平成17年度山武中央合併協議会歳入歳出予算については原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>続きまして、協議第36号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてから、協議第45号 保健衛生事業の取扱いについてまでの10件を議題といたします。</p>

<p>○事務局</p>	<p>事務局より説明願います。</p> <p>榎本次長。</p> <p>それでは、協議第36号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてからご説明をいたします。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>調整の方針としましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 選挙による委員の定数は30人とし、旧町村を単位とする選挙区を設置する。 <p>なお、選挙区ごとの委員定数については合併時まで調整する。</p> <p>ただし、4町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年11月30日まで引き続き委員として在任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 選任による委員のうち議会推選委員は、4人とする。 3. 新市の農業委員会に農業委員会等に関する法律第19条第1項の規定による農地部会及び同条第3項の規定による部会は設置しない。という内容でございます。 <p>なお、山武地域合併協議会での確認内容との比較が9ページにございますが、1番にございました新市に1つの農業委員会を置くというのは、4町村の場合、法律で1つしか置けない形になっておりますので、あえて言及する必要がないということで削除をしております。また、選挙による委員の定数は4町村の場合、法律で30人以下とこちらも決まっておりますので、変更をしております。</p> <p>また、在任の期間につきましては、17年11月30日までとなっておりますが、合併の期日が変更になったことから、18年11月30日までと変更をしております。なお、内容につきましては、各農業委員会の方と協議・調整済みでございます。</p> <p>10ページは4町村の現況、11ページから12ページは関連法令の抜粋でございます。</p> <p>続きまして、協議第37号 国民健康保険事業の取扱いについてご説明をいたします。</p> <p>13ページをご覧ください。</p> <p>調整の方針としましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険税（料）率については、合併期日の属する年度は旧町村の税（料）率とし、事業の健全で円滑な運営を基本に、被保険者の急激な負担増にならないよう配慮し平成18年度に統一する。 <p>ただし、均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合、</p>
-------------	--

当該町村については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の定める期間内において緩やかに調整する。

2. 賦課方式については、平成18年度からは、保険税に統一する。

3. 出産育児一時金については、現行のとおりとする。

4. 出産育児一時金貸付事業については、合併時に統一する。

5. 葬祭費については、現行のとおりとする。

6. 短期人間ドック利用助成については、事業内容、助成額を合併時に統一する。

7. 高額医療費貸付事業については、貸付対象者、貸付額を合併時に統一する。

8. 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。

なお、報酬額については、日額報酬とし合併時まで調整する。

9. 医療費通知事業については、合併時に国の特別調整交付金対象である年6回に切り替え実施する。

10. 健康優良世帯に対する記念品贈呈事業については、対象世帯及び記念品の額等について調整し、引き続き実施する。という内容でございます。

なお、6市町村のときとの変更点が14ページにございます。主な変更点を申し上げますと、1と2のところでは、合併期日が変更になったことから、平成17年度を18年度というふうに変更してございます。

また、4番目、出産育児一時金貸付事業、こちらについては合併時に九十九里町、山武町の例によりというふうになっておりましたが、九十九里町がなくなりましたので、単に合併時に統一するという表現に変更をしております。

また、5の葬祭費については、合併時に統一をするという内容でしたが、4町村に差異がありませんので、現行のとおりとしております。

また、右側の方の9番目でございます。国保財政調整基金の取扱いについてというのがありましたけれども、こちらは別の協定項目にあります「財産の取扱い」に含まれますので、削除をしております。

16ページから19ページは現況についてまとめたものでございます。

続きまして、協議第38号 介護保険事業の取扱いについてご説明をいたします。

20ページでございます。

調整の方針としましては、

	<p>介護保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の資格管理等に係る事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2. 介護認定審査会については、現在、山武郡市広域行政組合において運営されているが、現行のとおり新市に引き継ぐ。 3. 社会福祉法人等による生計困難者への利用者負担軽減については、合併時に統一する。 <p>ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 第1号被保険者の保険料については、合併期日の属する年度は現行のとおりとし、平成18年度以降は、新市における第3期介護保険事業計画により統一した保険料とする。 5. 第1号被保険者の普通徴収保険料の納期については、国民健康保険税の納期と同一とする。 6. 介護保険運営協議会については、新市において設置を検討する。 7. 保険給付関係については、現行のとおり新市に引き継ぐ。という内容でございます。 <p>山武地域合併協議会での確認内容との比較が21ページでございます。</p> <p>主な変更点といたしましては、4番目でございます。山武地域合併協議会では、「平成17年度は、第2期介護保険事業計画をもとに平成16年度合併対応のための介護保険事業計画策定により統一した保険料とし、」という記述がありましたが、合併期日に変更になりましたので、左側の山武中央合併協議会（案）にありますとおり、平成18年度以降は、新市における第3期介護保険事業計画により統一した保険料とする。というふうに変更をしております。</p> <p>また、8番目の介護給付費準備基金、これは先ほど同様、財産の取扱いに含まれますので削除をしております。</p> <p>また、9のその他の事業については、という記述がありましたが、該当する事業がないために削除をしております。</p> <p>23ページから25ページ、こちらは各町村の現況をまとめたものでございます。</p> <p>続きまして、協議第39号 消防団の取扱いについてご説明をいたします。</p> <p>26ページをご覧ください。</p> <p>調整の方針としましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 消防団については、合併時に統合する。 2. 消防団組織機構については、支団制とする。
--	---

	<p>なお、支団数は、旧町村の区域を単位とした4支団とする。</p> <p>3. 消防団の任用等の取扱いは調整し、新市に引き継ぐ。団員報酬・手当等については、合併時に統一する。</p> <p>4. 消防施設については、新市に引き継ぐ。という内容でございます。</p> <p>6市町村との変更点につきましては、27ページにございますとおり6支団を4支団に変更をしたということでございます。</p> <p>なお、28ページから31ページは各町村の現況でございます。</p> <p>続きまして、協議第40号 障害者福祉事業の取扱いについてでございます。</p> <p>32ページをご覧ください。</p> <p>調整の方針としましては、</p> <p>1. 障害者計画については、地域の実情を踏まえ、新市において新たに策定する。</p> <p>2. 心身障害児通園施設（マザーズホーム）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>3. 福祉作業所の管理運営については、合併時まで調整する。</p> <p>4. 国、県が定める制度については、次のとおりとする。</p> <p>（1）精神障害者等居宅介護事業については、成東町の例により新市において実施する。</p> <p>ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。</p> <p>（2）重度心身障害者医療費助成事業については、松尾町の例により実施する。</p> <p>ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。</p> <p>（3）重度心身障害者（児）訪問入浴サービス事業については、合併時まで調整し新市において実施する。</p> <p>（4）その他の事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>5. 福祉タクシー事業については、合併時に統一する。</p> <p>ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。</p> <p>6. 心身障害者扶養共済掛金補助金事業については、成東町、山武町、松尾町の例により、新市において実施する。</p> <p>7. 特定疾病療養者援護金給付事業については、合併時まで調整し、新市において実施する。</p> <p>ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。という内容でございます。</p> <p>山武地域合併協議会との変更点は33ページに記載のとおりですけれども、主な変更箇所といたしましては、4番目の国、県が定める制度の記</p>
--	--

述について、具体的な町村名を出して記述できる部分はそのような形にしております。

(1) 精神障害者等居宅介護事業については成東町の例、(2) の重度心身障害者医療費助成事業については松尾町の例としております。

それから、山武地域合併協議会のときに東金市のみが実施をしていた事業、4番目の身体障害者補装具等助成事業、5番目の小規模福祉作業所運営事業、それから34ページの9番の事業ですけれども、これらについては削除をさせていただきます。36ページから41ページは各町村の現況をまとめたものでございます。

次に、協議第41号 高齢者福祉事業の取扱いについてご説明をいたします。

42ページでございます。

調整の方針としましては、

1. 高齢者保健福祉計画については、地域の実情を踏まえ、新市において新たに策定する。

2. 敬老事業については、敬老会式典の実施の有無を含め、合併時まで調整する。

3. 次の事業については、新市においても引き続き実施するが、内容については合併時まで調整する。

(1) 在宅介護支援センター事業

(2) 生きがい活動支援通所事業

(3) 生活管理指導員派遣事業

(4) 家族介護慰労事業

(5) 家族介護用品の支給事業

(6) 緊急通報システム事業

(7) はり、きゅう、マッサージ施術費の助成事業

(8) シルバー人材センター補助事業

(9) 老人クラブに対する支援事業

(10) 福祉カー貸付事業

4. 日常生活用具給付等事業については、山武町、松尾町の例により、新市において実施する。

ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。

5. 高齢者福祉関連施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

6. 生活管理指導短期宿泊事業、老人保護措置事業及び老人ホーム入所判定委員会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。というものでございます。

山武地域合併協議会との比較は43ページに記載のとおりですが、右側の欄の3の(2)にございました軽度生活援助事業、こちらは東金市のみが実施をしていた事業ですので削除をするとともに、4番目、日常生活用具給付等事業についても、東金市、九十九里町の記述がありましたので、その部分を削除をしてございます。

なお、46ページから52ページは各町村の現況でございます。

次に、協議第42号 児童福祉事業の取扱いについてでございます。

53ページをご覧ください。

調整の方針としましては、

1. 放課後健全育成事業については、合併時まで調整する。
ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。
2. 家庭児童相談室については、新市において設置する。
3. 児童虐待防止地域ネットワークについては、新市において新たに実施する。
4. 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画については、新市において新たに策定する。
5. 市になることにより、県から移管される事業については、法令等を遵守し実施する。というものでございます。

山武地域合併協議会との変更点は54ページに記載のとおりでございます。主な変更箇所といたしましては、右側の欄にございました2番目、3番目、4番目、5番目の事業でございます。こちらは東金市のみが実施をしていた事業、あるいは平成16年度で廃止が予定されている事業ということで削除をしてございます。

また、8の母子家庭児童入学及び就職祝金、こちらも廃止をする予定ということですので、削除をしてございます。

また、左側の山武中央合併協議会(案)の一番下、5のところですが、市になることにより、県から移管される事業というのが出てまいりますので、「市になることにより、県から移管される事業については、法令等を遵守し実施する」という記述を加えております。

55ページから57ページは各町村の現況でございます。

次に、協議第43号 保育事業の取扱いについてでございます。

58ページになります。

調整の方針としましては、

1. 公立保育所施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
2. 保育時間については、平日8時から16時、土曜日8時から12時とする。

	<p>ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。</p> <p>3. 延長保育については、地域の実情を鑑み、合併時に再編し実施する。</p> <p>ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。</p> <p>4. 公立保育所の乳児保育については、現行のとおりとする。</p> <p>5. 私立保育所事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。</p> <p>6. 地域子育て支援センター事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>7. 保育料については、合併時に統一する。</p> <p>ただし、合併期日の属する年度については現行のとおりとする。という内容でございます。</p> <p>山武地域合併協議会との変更点については、59ページに記載のとおりでございます。</p> <p>4番目の公立保育所の乳児保育につきましては、東金市がなくなりまして、成東町と松尾町のみということですので、現行のとおりとするという形に変更してございます。</p> <p>また、山武地域合併協議会の方の欄の7番目にございました家庭的保育、こちらも東金市の例により実施するとなっておりますけれども、4町村で現在実施をしていない状況ですので、削除をしてございます。</p> <p>なお、60ページから66ページは各町村の現況でございます。</p> <p>次に、協議第44号 生活保護事業の取扱いについてご説明をします。67ページでございます。</p> <p>調整の方針としましては、生活保護事業については新市で設置する福祉事務所において、法令等に基づき実施する。というものでございます。町から市になりますので、福祉事務所を新たに設置し、生活保護の認定、給付事務を行うということでございます。</p> <p>68ページが山武地域合併協議会との比較表、69ページが各町村の現況ということでございます。</p> <p>次に、協議第45号 保健衛生事業の取扱いについてご説明いたします。70ページをご覧ください。</p> <p>調整の方針としましては、保健衛生事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1. 母子保健事業</p> <p>(1) 母子保健計画については、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に位置づけ、新市において新たに作成する。</p>
--	--

	<p>(2) 母子健康診査事業、子育て支援事業については、母子の健康や生活環境の向上を図るため、合併時までに調整し実施する。</p> <p>2. 老人保健事業</p> <p>(1) 健康教育事業については、合併時までに調整し実施する。 なお、健康相談事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 生活習慣病予防事業については、合併時までに調整し実施する。</p> <p>3. 健康づくり事業</p> <p>(1) 健康日本21計画については、住民の健康の保持増進を図るため、新市において策定する。</p> <p>(2) 保健福祉まつりについては、住民の保健・福祉への関心を高めるため、新市において調整し実施する。</p> <p>4. 感染症対策事業</p> <p>予防接種事業、結核予防事業については、新市において調整し、実施する。</p> <p>5. 精神保健福祉事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>6. 保健医療対策事業（献血）については、合併時までに調整し実施する。という内容でございます。</p> <p>こちらの変更内容が71ページにございますが、山武地域合併協議会の方の欄の3の(2)にございました女性の健康づくり事業については、こちらは東金市の単独事業という形で行われておりましたので、削除させていただきます。</p> <p>なお、74ページから91ページは各町村の現況でございます。</p> <p>以上、大変雑駁でございますが、協議第36号から45号までの説明を終わらせていただきます。</p> <p>ご苦労さまでした。</p> <p>ただいま協議第36号から協議第45号までの説明がありましたが、一括して質問をお受けしたいと思えます。</p> <p>質問等がございましたら、挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と呼ぶ者あり）</p>
○議長	<p>異議なしと認めて、質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第36号から協議第45号までについては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」と呼ぶ者あり）</p>
○議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、協議第36号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いにつ</p>

<p>○事務局</p>	<p>いてから協議第45号 保健衛生事業の取扱いについてまでは原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>続きまして、協議第46号 建設関係事業の取扱いについてから協議第57号 電算システムの取扱いについてまでの12件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p> <p>小川局長。</p> <p>それでは、私の方からは協議第46号から協議第57号まで説明させていただきますと思います。</p> <p>失礼ですが、座って説明させていただきたいと思います。よろしく願います。</p> <p>それでは、2分冊目の92ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>協議第46号 建設関係事業の取扱いについてご説明いたします。</p> <p>調整の方針といたしましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設関連事業及び都市計画関連事業については、計画的に実施する。 なお、国補助の継続事業については、新市においても引き続き実施する。 2. 認定町村道、橋梁及び法定外公共物については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 3. 道路台帳については、当面現行の資料を基に運用し、新市において新たに整備する。 4. 地籍調査については、山武町の例を基本に新市に引き継ぎ、施行規模の拡大を含め新市において調整する。という内容でございます。 <p>山武地域合併協議会との変更点につきましては、次ページのとおりでございます。その中で、山武地域合併協議会の中では、法定外公共物については5として区分して掲げてございましたが、当協議会では2ということで一くくりの文言で処理させていただいております。</p> <p>94ページから97ページまでについては各町村の現況でございます。</p> <p>続きまして、98ページをご覧いただきたいと思います。</p> <p>協議第47号 都市計画の取扱いについてご説明いたします。</p> <p>調整の方針といたしましては、4町村の都市計画は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>なお、新市において一体的なまちづくりを進めるため、早期に新市の都市計画を策定する。という内容でございます。</p> <p>ここでは6市町村が4町村に変わったということでございます。</p> <p>100ページから102ページまでは各町村の現況でございます。</p>
-------------	---

	<p>続きまして、103ページをご覧ください。</p> <p>協議第48号 生活環境事業の取扱いについてご説明いたします。</p> <p>調整の方針といたしましては、</p> <p>生活環境事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1. 環境施策関係事業</p> <p>環境基本計画については、新市において新たに策定する。</p> <p>2. 環境保全関係事業</p> <p>(1) 公害調査（土壌・河川・地下水等）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>ただし、測定箇所、回数等については合併後に調整する。</p> <p>(2) 公害防止に関する規制基準については、成東町の例を基本に合併時に再編する。</p> <p>(3) 残土による埋立て及び小規模埋立て等の許可事務については、地域の実情を踏まえ合併時まで調整する。</p> <p>3. 環境衛生事業</p> <p>(1) 指定ごみ袋制度やごみの収集方法については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に調整する。これにつきましては、山武地域合併協議会におきましては、合併時に統一に向け調整するというございでしたが、当協議会ではこのような文言になっております。</p> <p>(2) ごみの資源化については、事業内容を調整し、新市においても引き続き推進する。</p> <p>(3) 環境美化事業については、現行制度を活用しつつ民間活力を取り入れ、合併時まで統一した体制を整備する。</p> <p>なお、補助金については、廃止を含め検討する。</p> <p>(4) し尿処理関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(5) 不法投棄の防止対策については、合併時に再編する。</p> <p>なお、不法投棄監視員や不法投棄監視カメラ等の設置については、新市において、統一した体制を整備するよう調整する。</p> <p>4. その他生活環境事業</p> <p>(1) 畜犬等の事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 墓地の経営許可に関する事務は、松尾町の例を基本に合併時に再編する。という内容でございます。</p> <p>この中で、山武地域合併協議会との変更点でございますが、前は東金市と九十九里町がガス事業を行っていたということございしましたが、その点が削除になっております。</p> <p>107ページから118ページは各町村の現況でございます。</p>
--	---

	<p>続きまして、119ページをご覧ください。</p> <p>協議第49号 農林水産事業の取扱いについてご説明いたします。</p> <p>調整の方針といたしましては、農林水産事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1. 農政関係事業</p> <p>(1) 農業振興団体等は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。</p> <p>(2) 農業の振興に関する各種計画は、新市において新たに策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>(3) 農業振興事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>ただし、同一又は類似する事業は、合併時に統一する。</p> <p>(4) 農業地域活性化対策に係る各種イベント及び施策は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。</p> <p>(5) 水田農業構造改革対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併時に統一する。</p> <p>(6) 農用地の有効利用に係る各事業及び施策は、山武町の例を基本に合併時に統一する。</p> <p>2. 土地改良関係事業</p> <p>(1) 土地改良事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 農村整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において検討する。</p> <p>3. 畜産関係事業</p> <p>(1) 畜産振興対策事業及び畜産防疫対策事業については、松尾町の例を基本に合併時までに調整する。</p> <p>4. 林業関係事業</p> <p>(1) 森林整備のマスタープランについては、新市において新たに策定する。</p> <p>なお、新計画が策定されるまでの間は現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>(2) 林業振興関係事業については、山武町の例を基本に合併時に統一する。</p> <p>(3) 治山事業については、成東町、松尾町の例により合併時に統一する。</p> <p>(4) 鳥獣被害駆除防除事業については、合併時までに調整する。</p> <p>(5) 火入れ許可については、成東町の例を基本に合併時に統一する。</p> <p>5. 水産関係事業</p>
--	--

(1) 水産関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。という内容でございます。

以上のように、先進的な取り組みをしている町村を基本ベースに調整していくということでございます。

123ページから141ページまでは各町村の現況でございます。

142ページをお開きいただきたいと思います。

協議第50号 商工・観光事業の取扱いについてご説明いたします。

調整の方針といたしましては、

商工・観光事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1. 商工関係事業

(1) 中小企業振興融資資金及び利子補給制度については、合併時までに調整する。

(2) 商工会、商工団体及び工業団地への助成については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。

(3) その他商工関係事業については、合併時までに調整する。

2. 観光関係事業

(1) 観光関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。

(2) 観光協会については、合併後新市において関係団体の理解を得て統合に向け調整に努める。

(3) 海岸の管理及び海水浴場公営駐車場の管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(4) 海水浴場の管理については、合併時までに調整する。

(5) 海岸保全区域占用許可については、成東町の例により合併時までに調整する。という内容でございます。

(3)から(5)までにつきましては、山武地域合併協議会では一区切りの文言でございましたが、今回はわかりやすい表現をとっております。

144ページから151ページまでは、各町村の現況でございます。

152ページをご覧ください。

協議第51号 上・下水道事業の取扱いについてご説明いたします。

調整の方針といたしましては、

上・下水道事業の取り扱いについては、次のとおりとする。

1. 上水道事業

上水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、今後のあり方については、新市において検討する。

2. 下水道事業

	<p>(1) 下水道事業に関する各種計画については、合併後に再編する。</p> <p>(2) 農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、使用料については、松尾町の例により合併時に統一する。</p> <p>(3) 合併処理浄化槽設置整備事業は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する上乗せ補助を加え、松尾町の例により合併時に統一する。という内容でございます。</p> <p>公共下水道事業につきましては東金市が行っていましたが、本協議会に加わっていないため、ここでは削除しております。</p> <p>155ページから160ページにつきましては、各町村の現況でございます。</p> <p>続きまして、161ページをご覧いただきたいと思います。</p> <p>協議第52号 町村立学校（園）の通学区域の取扱いについてご説明いたします。</p> <p>調整の方針といたしましては、町村立小・中学校の通学区域の取扱いについては、当面は現行のとおりとするが、町村境の地域については弾力的に運用し、新市において通学区域の検討を行う。</p> <p>なお、町村立幼稚園の通園区域については、特に法令上の定めが無いため、現行のとおり新市に引き継ぐ。という内容でございます。</p> <p>山武地域合併協議会では、自由校区制度の検討についてということでもございましたが、当協議会におきましては交通の便、施設規模等を考慮しますと、現況では難しいということで削除いたしてございます。</p> <p>163ページは各町村の現況でございます。</p> <p>続きまして、164ページをご覧いただきたいと思います。</p> <p>協議第53号 学校給食事業の取扱いについてご説明いたします。</p> <p>調整の方針といたしましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校給食の調理方式については、当面は現行のとおりとし、新市において調整する。 2. 学校給食センター運営委員会については、学校給食の充実・発展とその運営を円滑に図るため、合併時に再編する。なお、報酬については日額とし、合併時に統一する。 3. 給食費については、当面は現行のとおりとし、新市において調整する。という内容でございます。この項目につきましては、6市町村でありました山武地域合併協議会のときと全く同じものでございます。 <p>166、167ページについては、各町村の現況でございます。</p> <p>続きまして、168ページをご覧いただきたいと思います。</p> <p>協議第54号 学校教育事業の取扱いについてご説明いたします。</p>
--	--

	<p>調整の方針といたしましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会表彰については、合併後制度を統一する。 2. 要保護、準用保護児童生徒の就学援助については、合併時に統一する。 3. 奨学金支給事業については、合併時までに調整する。 4. 幼稚園については、原則として現行のとおり新市に引き継ぎ、幼稚園保育料、幼稚園保育料減免措置等については、合併時までに調整する。 5. 私立幼稚園就園奨励費補助は、国の制度に基づき合併時までに調整する。 6. 通園バス運行業務については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。 7. 児童生徒交通安全対策関係事業については、合併時に統一する。 8. 外国青年招致事業による外国語指導助手事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 9. 預かり保育事業については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。という内容でございます。 <p>山武地域合併協議会との変更点につきましては、次ページのとおりでございます。</p> <p>170ページから173ページまでは各町村の現況でございます。</p> <p>174ページをお開き願いたいと思います。</p> <p>協議第55号 文化振興事業の取扱いについてご説明いたします。</p> <p>調整の方針といたしましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 文化関係の各種事業については、当面は現行のとおりとし、合併後に再編する。 <p>ただし、統合が必要な事業については合併時までに調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 文化会館・博物館の運営管理については現行のとおり新市に引き継ぐ。 <p>ただし、開館日等の調整は合併時までに行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 文化連盟については、当面は現行のとおりとし、合併後に再編する。 4. 新市における文化財の保存・活用については、地域の特性等を勘案しながら行う。 <p>また、指定文化財の指定の基準については合併時に再編し、指定済みのものは新市に引き継ぐ。という内容でございます。</p> <p>山武地域合併協議会との変更点につきましては、次ページのとおりで</p>
--	--

ございます。

176ページから182ページまでは、各町村の現況でございます。

183ページをご覧いただきたいと思います。

協議第56号 社会教育事業の取扱いについてご説明いたします。

調整の方針といたしましては、

1. 生涯学習振興計画については、合併後に再編する。
2. 各種講座などの事業、スペース関係事業については、当面は現行のとおりとし、合併後に再編する。

ただし、統合が必要な事業については、合併時まで調整する。

3. 成人式については、合併時まで調整する。

4. 図書館・公民館・社会体育施設等の運営管理については現行のとおりとする。

ただし、開館日等の調整は合併時までに行う。

5. 学校開放については、合併時まで調整する。という内容でございます。

山武地域合併協議会との変更点につきましては、次ページのとおりでございます。

山武地域合併協議会におきましては、成人式については1会場2回開催するという内容でしたが、当協議会では、成人式については合併時まで調整するという内容になっております。

なお、185ページから191ページまでは各町村の現況でございます。

192ページをお開きいただきたいと思います。

協議第57号 電算システムの取扱いについてご説明いたします。

調整の方針といたしましては、

1. 住民サービスに直接関連する電算システムは、住民サービスに支障がないよう合併時にシステムを統合する。

2. 事務組織運営上の基盤となる電算システムについては、新市の事務機構及び組織において支障がないよう合併時にシステムを統合する。

3. その他電算システムは、業務に支障がないよう合併時まで調整する。という内容でございます。

194ページ、195ページは各町村の電算システムの運用状況でございます。4町村合わせますと106項目の数多くのシステムが導入されております。新市において事務の合理化、効率化を図る上で、最も重要な項目でございます。今述べたように3区分に従い推進したいというものでございます。

以上で私からの説明は終わります。

○議長	<p>ご苦労さまでした。 協議第46号から協議第57号について説明が終了いたしました。 質疑ございましたら、挙手をお願いいたします。</p>
○今関委員	<p>蓮沼の今関です。2点ほどお尋ねをさせていただきたいと存じます。 まず第1に、協議第48号の生活環境事業の取扱いのところでございますけれども、2の(3)のところに、残土による埋立て及び小規模埋立て等の許可事務については地域の実情を踏まえという表現がなされております。つまり、どうなんでしょうか、地域の実情を踏まえてという表現ですと、それぞれのところにかかなりの差異があるというような思いがあるわけでありまして、いずれにしても、生活環境を守るという立場から申しますと、そのところに差異があるとすれば、それは一番いい方法のところでご協議をいただけたらありがたいという思いであります。 第2点については、協議第53号の学校給食の取扱いについてであります。 学校給食は、申すまでもなく次世代を担う子供たちを健康で、そしてたくましく育てるための食事を供するという大変重要な任務を担っているわけでありまして、この1のところでは、学校給食の調理方式については、当面現行のとおりという、新市において調整するという表現でありまして、2の学校給食センター運営委員会については、合併時に再編するという表現になっているわけでありまして、考え方としては、それぞれの学校の給食は、それぞれの地域の特性を生かした形で、例えば米を中心にしたというように、若干それぞれに地域によってと申しましょうか、13の小学校やそれ以外の中学校のところで行われているそれぞれの給食というのは、その地域のそれぞれの旧の町村の特性があるというふうに存じます。それにかかわる運営委員会について再編したときにと、一体そこの間に齟齬が起きはしないかという思いがありますので、その辺のところのご検討がなされていただければお教えいただきたいと思っております。 以上です。</p>
○議長	<p>環境部会長と教育部会長から順次答弁願います。</p>
○環境部長	<p>環境部会長の戸村でございます。ただいまご質問の残土埋立て及び小規模埋立てに関する項目ですが、地域の実情に踏まえということなんですが、それは差異があるんじゃないかということなんですが、まず資料の108ページの方をご覧になっていただきたいと思います。</p>

	<p>こちらの方に、この条例の目的とか内容について、現況について記載してございます。ということで、内容的に大分差異がありますので、協議の中では地域の実情を踏まえということで検討してございました。この中で、17年度中におきまして条例について協議をして、新しい条例をつくっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。</p>
○議長	<p>教育部会長。</p>
○教育部会長	<p>教育部会長の大本でございます。 ただいまご質問の学校給食センター運営委員会の合併時に再編するというところでございますが、内容につきましては、運営委員会で調整を図っていただきたいということで趣旨でございます。</p>
○議長	<p>よろしいでしょうか。</p>
	<p>はい、どうぞ。</p>
○今関委員	<p>まだよくわからないんですけれども、つまり現況の小学校の、例えば小学校ですね、小学校の学校給食は従来のおり行うというようなことで、それに対してさまざまなサジェスションを行う運営委員会ですか、それが再編されて統合されちゃったときに、そこの関係はどうなるかということをお尋ねしたように思うんですけれども、その辺はどうなんですか。</p>
○議長	<p>答弁。</p>
	<p>暫時、8分間休憩します。</p>
	<p>(休憩)</p>
○議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開いたします。</p>
	<p>教育部会長。</p>
○教育部会長	<p>お答えいたします。</p>
	<p>ただいま合併時に再編ということはどういうことかということですが、給食の調理方法につきましては、各町村さまざまでございますので、その地域性を生かしながら、一本化できるかどうかはまだ決定しておりませんので、再編するという名称を使っております。ご理解いただけますでしょうか。</p>
○議長	<p>ご理解いただけたと思いますので、次に質問いかがでしょうか。</p>
○今関委員	<p>恐縮です。もう1点だけ質問させてください。</p>
	<p>協議第51号の上・下水道の取扱いであります。上水道事業のところがありますけれども、上水道事業については現行のとおり新市に引き継ぎ、ここの中に、今後のあり方については新市において検討するという文言が入っております。この今後のあり方については、新市において検討するというところについてお尋ねをさせていただきたいわけがあります。</p>

<p>○環境部会長</p>	<p>今、私たちがこの4つの町村で合併協議をいたしております。上水道については、私もはっきりわかりませんが、山武町が上水道についていまだ施設がなされていないという理解であります。今後のあり方については、新市において検討するというのは、この後にある新市の建設計画の中でうたわれているのかどうかということはまだ存じませんが、今後のあり方についてというところは、そういうものも含んでと理解してよろしいのかどうか、お尋ねをさせていただきます。</p> <p>環境部会長。</p> <p>ただいまの今後のあり方について新市において検討するという部分なんですけど、水道につきましては、山武町におきましては山武町単独で水道事業を実施しております。そして、現在、創設事業ということで平成19年度までが創設事業として引き続き工事をしていくということになります。そして、ほかの成東町、松尾町、蓮沼村さんにつきましては、山武水道に加入しておりますということです。したがって、現行のとおりそのまま引き継ぎまして、その後のあり方については、創設事業が終わった段階で考えていきたいと思います、ということでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>○議長</p>	<p>よろしいですか。ありがとうございました。</p> <p>次、質問、何かありますか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>○木島委員</p>	<p>蓮沼の木島です。</p> <p>1点お伺いします。電算システムの取扱いということで、193ページなんですけれども、こちらの方、前回の合併協のときには合併までにシステムを統合するという文言になっておったんですけれども、今回は合併時にシステムを統合するというふうに明記してございます。これは、合併後にというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。</p>
<p>○議長 ○IT部会長</p>	<p>IT部会長。</p> <p>お答えします。</p> <p>言葉の違いだけでございまして、同じ意味でございます。ほかの協定の中にもそういったものもありまして、今回の合併については、そういう合併時という形で、文字の違いだけでございます。</p>
<p>○木島委員</p>	<p>ということは、合併までにこのシステムの方の構築の方をしていくというふうに受け取ってよろしいんですね。</p> <p>それともう1点、予算の方はどのくらいを見込んでおるのか、もし把握しているのであれば結構ですので、どのくらいの予算規模になるかということをお聞かせいただければと思います。</p>

<p>○議長</p> <p>○IT部会長</p>	<p>IT部会長。</p> <p>予算関係のことですが、今、試算をしているところでございます。全体で言うと11年間で22億ぐらい、またいろいろな状況によってどんどん変わってきます。初年度、8億ぐらいになろうかと思えます。内容については、1つは山武電算で共同処理しております旧町村、そちらの方で住民票とかそういうものを出すために新しく新市、旧町村で動かしている分ともう一つ、一本のコンピュータで新市に伴う事務を行うわけでありまして、そちらの共同処理が4町村分として1億1千500万を見込んでおります。それから、IT関連で年間7億1,000万、これはそちらから受けたもの、いわゆる今想定しているのは成東の電算室を情報センターに改良するということが一つあります。これで1億8,000万からかかるんじゃないかなと予想しているところです。</p> <p>それから、今まで山武電算からそれぞれの町村に来ていましたが、成東が電算センターとなりますので、そこからほかの町村の電算室へ送るわけですね。ということは、ケーブルでつながなければならないということで、そちらの費用で1億2,000万ほど見ております。これはとりあえず借用でやるというような解釈で、1年目は時間的な余裕がないという理由です。特例債の対象になるということで、合併後に、18年度できるだけ早い時分に専用線、いわゆる光ケーブルで結ぼうというような考えでございます。</p>
<p>○議長</p>	<p>以上でよろしいでしょうか。</p> <p>おわかりですか。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と呼ぶ者あり）</p>
<p>○議長</p>	<p>ほかにないようですので、質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>協議第46号から協議第57号までについては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」と呼ぶ者あり）</p>
<p>○議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、協議第46号 建設関係事業の取扱いについてから協議第57号 電算システムの取扱いについては、原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>続きまして、協議第33号ー2 新市建設計画（案）についてを議題とします。</p> <p>事務局、説明願います。</p>

<p>○事務局</p>	<p>榎本次長。</p> <p>それでは、新市建設計画（案）についてご説明をいたします。</p> <p>資料は別つづりになっております新市建設計画（案）と書かれました冊子をご覧いただきたいと思います。</p> <p>新市の建設計画につきましては、2月14日の第1回法定協議会で素案ということで、財政計画を除く部分についてはご説明をさせていただきました。その後、若干の字句の修正ですとか、言い回しの変更はございますけれども、大きな変更点はございませんので、本日は第8章財政計画の部分についてのみご説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、38ページをご覧ください。</p> <p>財政計画についての考え方、推計の仕方につきましては、基本的に6市町村のときと同じでございます。歳入歳出を各科目ごとに過去の実績や現在の経済状況、財政制度を勘案しながら推計し、普通会計ベースで作成をしたものでございます。また、合併に伴う変動要因や主な節減効果等を勘案するとともに、合併特例債等の財政措置を勘案しております。</p> <p>以下、歳入歳出の各項目についてご説明いたします。</p> <p>（1）の地方税につきましては、現行税制度を基本に、過去の実績や人口見通しを踏まえて見込んでおります。具体的には各税目ごとに推計をいたしまして、足し込んで数字を出しているということでございます。</p> <p>（2）の地方交付税につきましては、現行の交付税制度を基本に普通交付税算定の特例、合併算定替や合併特例債等に係る地方債の元利償還金に対する交付税措置を見込んでおります。</p> <p>また、今後の交付税改革の見通しから、毎年1%ずつの減というような形で推計をしております。</p> <p>（3）の国庫支出金・県支出金につきましては、一般行政経費分は過去の実績等により算定し、普通建設事業分は本計画事業分を反映させるとともに、国県の財政支援措置を見込んでございます。</p> <p>（4）の地方債につきましては、通常債や合併特例債を見込んでおります。合併特例債につきましては、前回お配りしたものと同じものを本日もお配りしておりますが、財政計画上、こちらの額で見込んでございます。</p> <p>続きまして、39ページの歳出の方ですけれども、（1）の人件費については合併による議員、職員等の減少を見込んでございます。</p> <p>（2）の扶助費については、高齢化の進行や生活保護事務の県からの移譲等の影響額を見込んでございます。</p> <p>（3）公債費については、合併までの借り入れに対する償還額と合併</p>
-------------	--

後の本計画事業等の推進に伴います合併特例債等の新たな地方債に係る償還額を見込んでおります。

(4) 物件費については、合併直後の臨時的経費の影響と事務経費の削減効果を見込んでおります。合併による事務経費の削減効果につきましては、毎年1%ずつの減ということで見込んでございます。

(5) の積立金については、財政調整基金や減債基金への積立てを見込んでおります。

(6) の繰入金につきましては、国民健康保険と各特別会計への繰入金を見込んでおります。

(7) の普通建設事業費については、本計画に位置づける事業費を見込んでございます。

このような各歳入歳出の項目の推計の結果が、40ページ、41ページの歳入歳出の表になります。歳入歳出の合計が大体200億円規模となっております。

歳入歳出ごとに見ていきますと、歳入の方では、この10年間、地方税、地方交付税等は余り大きな変動がないような形になってございます。国庫支出金ですとか、県支出金に変動が見られますのは、普通建設事業の実施年度により財源にも影響が出るためでございます。また、繰入金に増減がございますのは、ここで歳入歳出の収支を調整しているためでございます。

一番下の地方債につきましては、18年度は32億円ぐらいございますが、年々減少し、27年度には15億円程度というような形になってございます。最初の方に金額が多いのは、新市の一体感を醸成するような事業、特例債事業等が多く予定されているためということでございます。

また、歳出の方では、人件費は減少傾向ですが、扶助費や公債費はやや増加傾向といった感じになります。普通建設事業費については18年度は33億ぐらいございますが、27年度には20億と減少傾向にございます。

また、こちらの表にはございませんけれども、基金の残高がどうなっているかということを申し上げますと、16年度末の4町村合計で大体68億7,700万という数字になっておりますが、基金は毎年減少してまいりまして、10年後の平成27年度には約10億円程度というような数字になってございます。したがって、合併した場合、10年間は赤字を出さず持ちこたえられますけれども、それ以降は交付税の算定替等も減少してくるということで、かなり厳しい状況と言えらると思います。したがって、この10年間に有効に活用して行財政の効率化や歳入を増やすような取り組みを推進して、より一層の行財政の基盤を安定したものと

	<p>いくことが肝要かと思われます。</p> <p>内容については以上ですが、新市建設計画の作成につきましては、合併特例法の第5条で、作成に当たってはあらかじめ知事に協議をしなければならないとなっております。本日ご承認をいただきましたら、早速県との正式な協議に入らせていただきたいと思います。</p> <p>以上で、新市建設計画（案）の説明を終わらせていただきます。</p>
○議長	<p>ただいま協議第33号-2、新市建設計画（案）についての説明がありました。質問等ございましたら挙手をお願いいたします。</p>
○並木委員	<p>山武町の並木です。</p> <p>当分の間、総合支所方式を採用し将来は本庁方式へ移行すると、こういうことですが、これはいつごろ本庁方式に移行するのか。10年間はそのままいきますが、10年後は大変厳しいというお話もございました。本庁方式に移行しないと、職員の削減というものがなかなか簡単にはいかないような気がするわけですが、したがいまして、本来、本庁方式に速やかに移行し、職員を削減するというのが今回合併する一つの大きな目的であろうと思います。具体的にもし計画があるならばそれを教えていただきたいなと思います。よろしくをお願いいたします。</p>
○議長	<p>はい、事務局。</p> <p>部会長。</p>
○総務部会長	<p>蓮沼の総務課長の久保田でございます。お答えさせていただきます。</p> <p>今、確かにおっしゃるとおりだと思いますけれども、現時点で今回の合併につきましては成東に本庁舎を構えるということであると、各町村の3町村の職員何名かが本庁勤務になるという形で、総合支所についても人数の削減を図れるかと思えます。そういうことによりまして、住民サービスの低下をさせないということと、やはり10年を目途に本庁形式に移管するという考え方だと思います。現在の段階ではそういう形で、今私どもも組織上の検討をさせていただいております。</p>
○議長	<p>よろしいですか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
○並木委員	<p>当面、1年合併まで猶予がありますが、あと1年かけてどのくらい詰められるか、もしお考えがあったらお願いしたいと思えます。</p>
○総務部会長	<p>今申し上げましたとおり、今までですと東金が、例えば例をとらせていただきますと、窓口業務、1つの係で3名か4名配置しております。現在の4町村においては、やはり蓮沼を例にとりますと、1人で3つか4つの係を兼務しているという状況でございますので、当然、成東町が本庁に決まっておりますので、成東の今の支所、成東の職員プラス蓮沼、</p>

○議長	<p>松尾、山武の集計したものを今度は上級官庁に申達するとか、そういう集計業務が入りますので、各町村の今の職員数は、蓮沼なら蓮沼は職員数は相当の数は減るだろう、組織再編成が絡みますから、そういうことですので、ただ一概に、一気に私どもとしては組織の中でも削減はできないので、そういう体制の中で進めさせていただいております。</p> <p>ですから、総合支所というものが、現在私どもは残って、住民サービスを低下させないということの中で、現在の段階としては10年を目途にやはり組織再編成をしておるところでございます。</p> <p>おわかりでしょうか。</p> <p>（「なるべく速やかにお願いいたします」と呼ぶ者あり）</p>
○議長	<p>なるべく速やかにということですのでお願いします。答弁は結構です。他にございますか。</p> <p>何かありますか。ありませんか。</p> <p>（発言する者なし）</p>
○議長	<p>ほかに質問もないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第33号ー2 新市建設計画（案）については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」と呼ぶ者あり）</p>
○議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、協議第33号ー2 新市建設計画（案）については、原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>次に、その他で事務局、何かありますか。</p> <p>榎本次長。</p>
○事務局	<p>それでは、本日、新市現在計画（案）についてご承認をいただきましたので、これから概要版の方を配付させていただきたいと思っております。これは、本日説明した内容のものを要約したものでございます。また、後ろに協定項目の方もつけてございますけれども、今後、住民説明資料として、内容をチェックした上でですけれども、全戸にも配布をしていきたいというふうに考えております。</p> <p>それから、前回ご協議いただきました新市の名称の関係につきましては、往復はがきを本日午前中に送付させていただいております。</p> <p>また、次回の法定協議会につきましては、3月15日、山武町のさんぶの森文化ホールで午前10時からの開催の予定でございます。</p> <p>それから、最後に調印式でございますが、協議会の委員の皆様にもご出席をお願いする形になりますけれども、3月22日火曜日、午後3時か</p>

<p>○議長</p>	<p>ら成東町の3階の大会議室で行う予定でございます。 また、ご案内の方は正式にさせていただきますが、事務局からは以上でございます。 事務局の事務的説明については以上で終わりでございます。 委員の方々から何かご発言がございますか。</p>
<p>○猪野委員</p>	<p>猪野委員。 山武の猪野でございます。 ただいま事務局より、今日、午前中に新市名のアンケート用紙を送付したというお話がございました。ここでちょっと確認させていただきたい、またお願いしたいと思うんですけども、ちょっとその内容を見ましたところ、漢字の新市名に振り仮名を振るという項目がございます。 それで、ちょっと気になることがございますけれども、山武郡の山武が「サンプ」とも「サンム」とも、その辺がちょっとあいまいな点もございます。正式な名称をちょっと私、どちらともここではっきりは申し上げかねるんですけども、慣例的に「サンム郡」とも「サンプ郡」とも言っておりますので、その振り仮名につきましては同じ扱いをしていただけるように確認をしておいていただいた方が後で混乱しないのではないかとということで、今申し上げさせていただきました。 よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。</p>
<p>○議長</p>	<p>会長の歴史的認識としては、山辺郡と武射郡が一緒になったので、「サンム郡」が私の認識です。しかし、いつの間にか「サンプ」というような呼び方になっておりますので、この辺は出てきたときに相談したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>○古谷(淳)委員</p>	<p>副会長の古谷でございます。このことについて、私の知り得る限りのことではございますが、今会長からお話のありましたとおり、この山辺、武射というのは1200年前の律令国家の時代に、上総の国に11郷を置くという中に、山辺郷、武射郷という2つの郷があります。その後、山辺郡、武射郡になって、これが合併して「山武」になりましたので、当初は「サンム」と発音しておりました。昭和の大合併のときに、「サンプ町」が誕生いたしましたからは、県の方も「サンプ郡」と発音するようになったと私は理解しております。したがって、これは「サンム」でも、歴史的には「サンム」なんですけれども、現況では「サンプ」と発音しておりますから、これは振り仮名はどちらでも私はいいい、一緒としてカウントすべき問題であると私は認識をしておりますが、委員の皆様方がそれでいいというならば、今後9日の日、締め切った集計では振り仮名</p>

<p>○議長</p> <p>○議長</p>	<p>は「サンム」「サンブ」いずれでもいいということにしたい私は今思っております。</p> <p>この件、よろしいですか。</p> <p>ほかにございますか。ほかにありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p> <p>ないようでございますので、今後、協議においては南セントレアの轍を踏まないように、合併をお互いに確信し合いながら積み重ねていくことを誓い合って、本日の協議会を終了いたします。</p> <p>大変ご苦勞さまでした。</p>
-----------------------	---